



合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策 6. 地域活性化の推進 施策 ⑦ 総合特区の推進
	政策の達成目標	「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、「世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現」が規定され、2013 年までに実現すべき成果目標として、「訪日外国人旅行者 1000 万人、2030 年に 3000 万人超を目指す」と規定されている。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年間
	同上の期間中の達成目標	「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、「世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現」が規定され、2013 年までに実現すべき成果目標として、「訪日外国人旅行者 1000 万人、2030 年に 3000 万人超を目指す」と規定されている。
	政策目標の達成状況	総合特区制度による国と地方の協議を経て、213 提案が実現する見込みがたった。
有効性	要望の措置の適用見込み	年間 301 万人の適用があると想定。 なお、具体的には次の 3 特区から要望あり。  ア) 京都市地域活性化総合特区 1,010,000 件/年 イ) 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 1,890,000 件/年 ウ) 九州アジア観光アイランド特区 105,000 件/年
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において 2013 年までに実現すべき成果目標として、「訪日外国人旅行者 1000 万人、2030 年に 3000 万人超を目指す」と規定されている。  本特例措置を講ずることにより、訪日外国人旅行者の増加が見込まれると共に、旅行先における外国人旅行者の消費が拡大し、地域の活性化が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地域活性化総合特区税制 ・出資に係る所得控除：社会的課題解決に資する事業を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額から一定額を控除
	予算上の措置等の要求内容及び金額	「総合特区推進調整費」を要求。 (平成 26 年度要求額 115 億円)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	内閣総理大臣による認定を受けた「地域活性化総合特別区域計画」に記載された事業に対し、上記の財政措置及び要望税制措置等を一体として支援。
	要望の措置の妥当性	訪日外国人旅行者の増加を実現するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効率かつ効果的であり、また、総合特別区域法の趣旨である、地域の知恵と工夫を最大限生かすことにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上につながる。
	ページ	6-1-2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—